

ダイナミックプライシングを活用した 駐車料金の設定

大阪府・大阪市
西日本電信電話株式会社

1. ダイナミックプライシング等による駐車料金設定の概要

- 大阪市内での大規模イベント開催時における駐車料金について、時間帯に応じたダイナミックプライシングの導入や、特定の要素に応じて差をつけることを検討
- 具体的には、①エリアごと、②時間ごと、③来場者/非来場者ごとに駐車料金に差を設けることで、自家用車での来場者の行動変容を促し、会場周辺の渋滞・混雑緩和の実現を目指す

駐車料金の設定方法

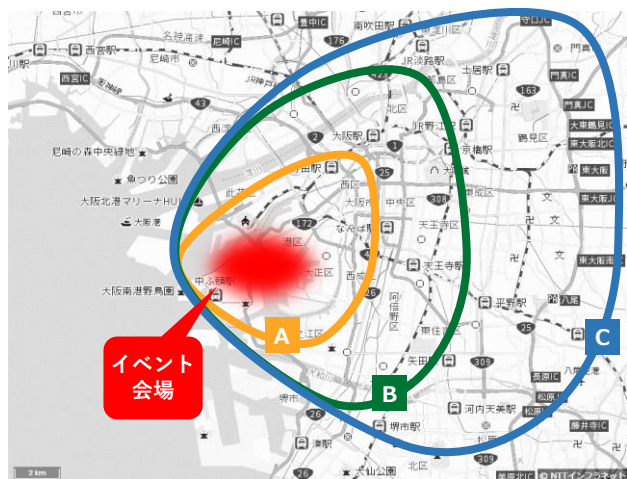
①エリア

×

②時間

×

③来場者



料金: 高 ← → 低
距離: 近い A B C 遠い

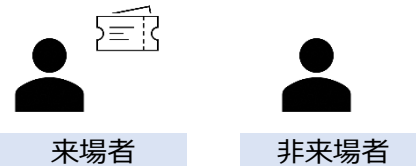
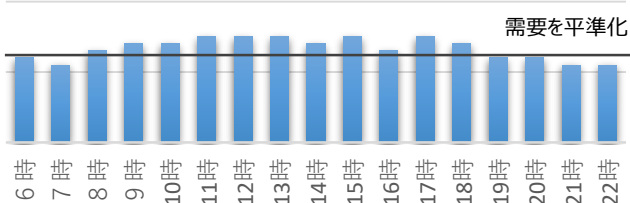
駐車場の需要 (Before)



駐車場料金の設定



駐車場の需要 (After)



来場者

非来場者

料金: 高 通常

(例) 300円/h* 200円/h

* ①～③を組み合わせることで、来場者の駐車料金が、通常料金を下回るケースもあり。

イベント会場の近隣の駐車料金を引き上げるとともに、遠方になるにつれて料金を引き下げることで、パークアンドライドを促し、会場周辺での混雑緩和を図る。

駐車料金について、ピーク時は引き上げ、オフピーク時は引き下げを実施することで、一日を通じた駐車場の需要を平準化し、混雑緩和を図る。

イベント来場者を対象に駐車料金を引き上げることで、自家用車の利用を抑制し、会場周辺道路の混雑緩和を図る。

(注) サービス設計・運用方法については、現状検討中。

2. 路外駐車場の料金設定に関する現行制度

(関連する制度)

道路管理者（国・地方公共団体）が管理する道路附属駐車場、及び主に民間事業者が管理する路外駐車場（500㎡以上、料金を徴収するものに限る）については、それぞれ、道路法及び駐車場法において、その駐車料金の額が自動車を駐車させる者に対し不当な差別的取扱いをする額でないこと等を求めている。

例えば、「不当な差別的取扱い」については、国土交通省のQ&Aにおいて、「例えば、周辺の商店街の買物客に対してのみ低額の料金を設定するなど、特定の者に対して不当に差別するような料金の額でないこと」とされているが、具体的な判断基準はない。

駐車場分類	道路附属駐車場【道路法】	届出駐車場【駐車場法】
定めるもの	【法第24条の2第1項】 ・駐車料金の額 (国道にあつては政令、都道府県道及び市町村道にあつては条例)	【施行規則第2条第2項】 ・駐車料金の額は、上限額をもって定めなければならない。
設定・変更の手続	・国道にあつては政令改正 ・都道府県道及び市町村道にあつては条例改正	【法第13条】 ・事後届出（供用開始・変更後10日以内）
金額の表示	【法第24条の3】 ・条例で駐車料金などを表示するための標識を設けなければならない。	【施行令第17条】 ・路外駐車場を利用しようとする者の見やすい場所に、駐車料金の額などを明示しなければならない。
金額の基準	【法第24条の2第2項】 ・ <u>自動車又は自転車を駐車させる特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。</u> ・自動車又は自転車を駐車させる者の負担能力にかんがみ、その利用を困難にするおそれのないものであること。 ・ <u>付近の自動車駐車場又は自転車駐車場で道路の区域外に設置されており、かつ、一般公衆の用に供するものの駐車料金に比して著しく均衡を失しないものであること。</u>	【施行令第16条】 ・ <u>能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含む額をこえないこと。</u> ・ <u>自動車を駐車させる者に対し不当な差別的取扱となる額でないこと。</u> ・自動車を利用する者の負担能力にかんがみ、その利用を困難にするおそれのない額であること。

○駐車場関係施策に関する質問への回答等（Q&A）（抜粋）

No.	意見・質問等	回答
30	【意見・質問等】 路外駐車場の駐車料金について、届出箇所周辺にある路外駐車場の料金との比較により、逸脱した金額となっていないかを簡易的に確認することは可能かもしれませんが、駐車場法施行令第16条の規定に基づく適正な価格をどのように捉えればいいのか、具体的な手法等を御教示願います。	【答】 駐車料金の額の基準については、駐車場法施行令第16条第1号から第3号により規定されることとご質問の記載のとおり、周辺の路外駐車場の駐車料金と比較し、極めて高額な料金の設定となっていないこと（第3号）のほかに、 <u>効率的かつ合理的な駐車場の建設及び運営管理の下で発生する建設費及び維持管理費より構成される適正な原価を補うものであること（第1号）、例えば、周辺の商店街の買物客に対してのみ低額の料金を設定するなど、特定の者に対して不当に差別するような料金の額でないこと（第2号）が同条各号の規定の趣旨</u> となっております。

(出所) 国土交通省「第28回 全国駐車場政策担当者会議 資料3」(<https://www.mlit.go.jp/common/001068961.pdf>) を基に作成。

3. 路外駐車場の料金設定に関する規制改革提案

(規制改革提案)

①エリアごと、②時間ごと、③来場者/非来場者ごとに駐車料金に差を設けるにあたり、道路法・駐車場法上問題がないか、両法を所管する国土交通省の見解を示していただきたい。

1. 「不当な差別的取扱い」に該当しない料金設定（道路法・駐車場法）

①エリアごと、②時間ごと、③来場者/非来場者ごとに駐車料金に差を設けることは、以下の理由から、道路法・駐車場法上の「不当な差別的取扱いをする額」には該当しないと考えるが、どうか。

	「不当な差別的取扱いをする額」に該当しないと考える理由
①エリア	エリアごとに料金を設定するものであり、各エリア内では料金は一律であるため、特定の駐車場利用者に不利益を被らせるものではない。
②時間	時間帯によって一律で料金設定を変更するため、特定の駐車場利用者に不利益を被らせるものではない。
③来場者	特定の駐車場利用者に対して料金を引き上げることとなるが、道路法・駐車場法の目的である「道路交通の円滑化」等の観点から実施するものであり、特定の駐車場利用者を「不当に」差別するものではない。

2. 付近の駐車場と比して著しく均衡を失しない料金設定（道路法）

本規定は、「周辺の民間駐車場等の料金の額に比べ著しく低額であることにより、民間駐車場等の業務を圧迫するような額としてはならない」との趣旨※であるが、本提案については、あくまで大規模イベント開催時期の一定期間のみに実施されるものであり、また、駐車場法により規制される民間の路外駐車場についても同様に駐車料金を変動させることとしていることから、道路法上の「付近の駐車場と比して著しく均衡を失する額」には該当しないと考えるが、どうか。

3. 適正な原価を償い、かつ適正な利潤を含む額をこえない料金設定（駐車場法）

①エリアごと、②時間ごと、③来場者/非来場者ごとの料金設定を組み合わせることで駐車料金の引き上げ・引き下げを一体的に実施するため、駐車場管理者の最終的な収入については、「適正な原価を償い、かつ適正な利潤を含む額を超えない料金」の範囲内で実施することが可能であると考えているが、どうか。

(参考) 路外駐車場の料金設定に係る関連規定①

○道路法（昭和27年法律180号）（抄）

（この法律の目的）

第一条 この法律は、道路網の整備を図るため、道路に関して、路線の指定及び認定、管理、構造、保全、費用の負担区分等に関する事項を定め、もつて交通の発達に寄与し、公共の福祉を増進することを目的とする。

（自動車駐車場又は自転車駐車場の駐車料金及び割増金）

第二十四条の二 道路管理者（指定区間内の国道にあつては、国。第三項（第四十八条の三十五第三項において準用する場合を含む。））、第三十九条第一項、第四十四条第五項及び第七項、第四十四条の三第八項、第四十八条の七第一項、第四十八条の三十五第一項、第四十九条、第五十八条第一項、第五十九条第三項、第六十一条第一項、第六十四条第一項、第六十九条第一項、第七十条第一項、第七十二条第一項及び第三項、第七十三条第一項から第三項まで、第八十五条第三項並びに第九十一条第三項において同じ。）は、道路管理者である地方公共団体の条例（指定区間内の国道にあつては、政令）で定めるところにより、道路の附属物である自動車駐車場又は自転車駐車場に自動車（道路運送車両法第二条第三項に規定する原動機付自転車を含む。以下この条において同じ。）又は自転車を駐車させる者から、駐車料金を徴収することができる。ただし、道路交通法第三十九条第一項に規定する緊急自動車その他政令で定める自動車又は自転車を駐車させる場合においては、この限りでない。

2 前項の駐車料金の額は、次の原則によつて定めなければならない。

- 一 自動車又は自転車を駐車させる特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。
- 二 自動車又は自転車を駐車させる者の負担能力にかんがみ、その利用を困難にするおそれのないものであること。
- 三 付近の自動車駐車場又は自転車駐車場で道路の区域外に設置されており、かつ、一般公衆の用に供するものの駐車料金に比して著しく均衡を失しないものであること。

3 道路管理者は、第一項の駐車料金を不法に免れた者から、その免れた額のほか、その免れた額の二倍に相当する額を割増金として徴収することができる。

（自動車駐車場又は自転車駐車場の駐車料金等の表示）

第二十四条の三 道路管理者は、前条第一項の規定により駐車料金を徴収する自動車駐車場又は自転車駐車場について、条例（国道にあつては、国土交通省令）で定めるところにより、駐車料金、駐車することができる時間その他自動車駐車場又は自転車駐車場の利用に関し必要な事項を表示するため、標識を設けなければならない。

(参考) 路外駐車場の料金設定に係る関連規定②

○駐車場法（昭和32年法律第106号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、都市における自動車の駐車のための施設の整備に関し必要な事項を定めることにより、道路交通の円滑化を図り、もつて公衆の利便に資するとともに、都市の機能の維持及び増進に寄与することを目的とする。

（管理規程）

第十三条 路外駐車場管理者は、路外駐車場の供用を開始しようとするときは、あらかじめその業務の運営の基本となるべき管理規程を定め、これを当該路外駐車場の供用開始後十日以内に都道府県知事等に届け出なければならない。

2 前項の管理規程には、国土交通省令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 路外駐車場の名称
- 二 路外駐車場管理者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所）
- 三 路外駐車場の供用時間に関する事項
- 四 駐車料金に関する事項
- 五 前号に掲げるもののほか、路外駐車場の供用契約に関する事項
- 六 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

3 前項第四号の駐車料金の額の基準は、政令で定める。

4 路外駐車場管理者は、管理規程に定めた事項を変更したときは、十日以内に、都道府県知事等に届け出なければならない。

○駐車場法施行令（昭和32年政令第340号）（抄）

（駐車料金の額の基準）

第十六条 法第十三条第三項の駐車料金の額の基準は、次のとおりとする。

- 一 能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含む額をこえないこと。
- 二 自動車を駐車させる者に対し不当な差別的取扱となる額でないこと。
- 三 自動車を駐車させる者の負担能力にかんがみ、その利用を困難にするおそれのない額であること。

（供用時間等の明示）

第十七条 法第十二条に規定する路外駐車場管理者は、路外駐車場を利用しようとする者の見やすい場所に、路外駐車場の供用時間及び駐車料金の額を明示しなければならない。

○駐車場法施行規則（平成12年運輸省・建設省令第12号）（抄）

（路外駐車場に関する管理規程）

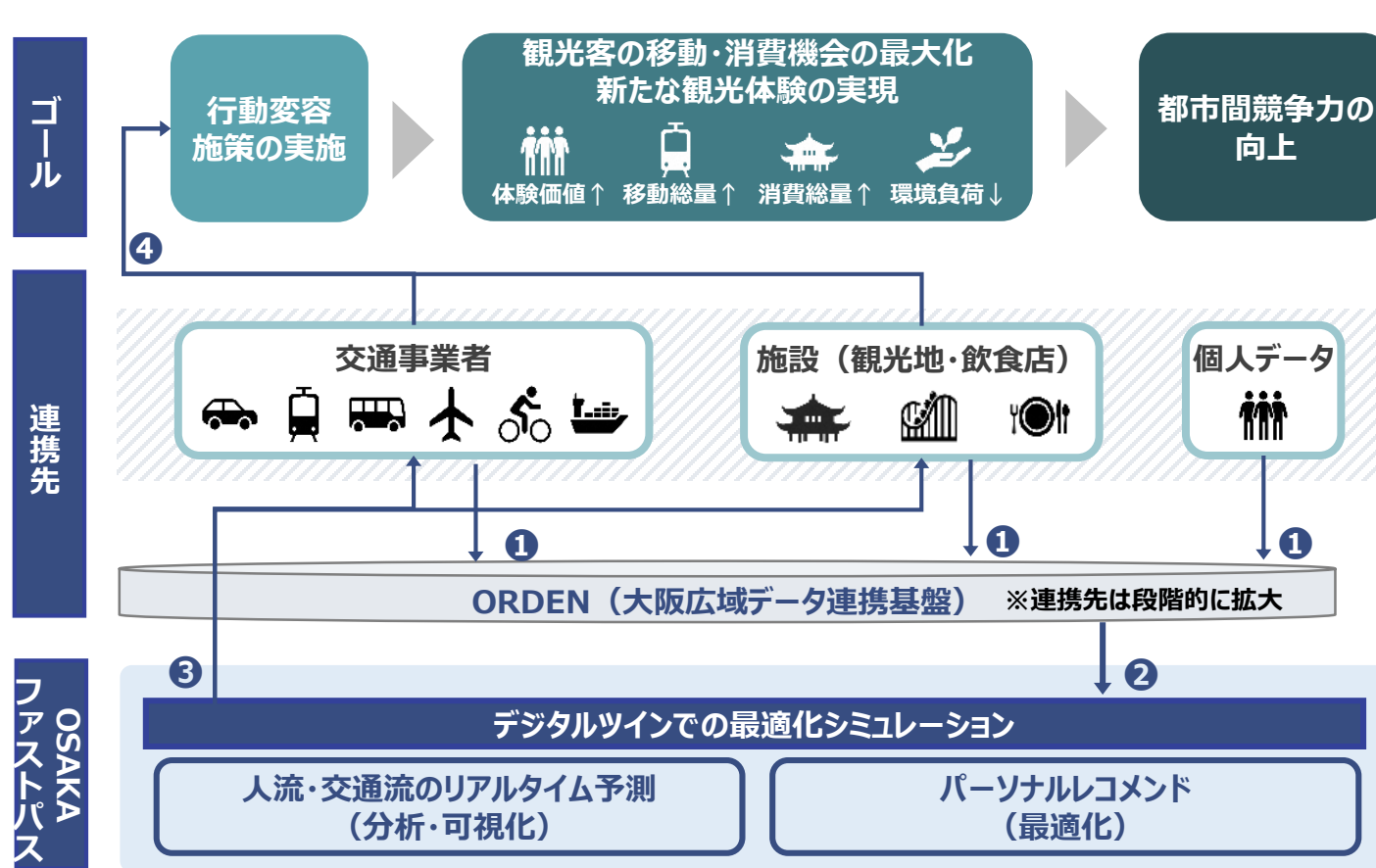
第二条 法第十三条第二項第三号の路外駐車場の供用時間に関する事項は、休業日並びに一日における供用時間の開始及び終了の時刻について定めなければならない。

2 法第十三条第二項第四号の駐車料金に関する事項のうち駐車料金の額は、上限額をもって定めなければならない。

3 法第十三条第二項第五号の路外駐車場の供用契約に関する事項は、路外駐車場に駐車する自動車の滅失又は損傷についての損害賠償に関する事項を含むものでなければならない。

(参考) OSAKAファストパス (仮称) サービス

- 大阪のスーパーシティ構想では、OSAKAファストパス (仮称) を検討中。
- データ連携を通じた人流・交通流の予測・最適化・制御を推進するプラットフォームサービスとして、公共施設・交通・観光・イベント業者等への情報提供・行動変容施策の連携を通じて、大阪の抱える課題(混雑緩和・観光資源の拡大等)の解決を実現。



利用者

利用者に対し値段を含む最適なルート(選択肢)を提案。自分に合ったファストパスによってイベントを快適に過ごせる

主催者

来場者の輸送手段を事前に知ることができ、シャトルバスをはじめとするスタッフの最適配置や、物販の在庫管理が可能となる

事業者/市町村

来場者のアクセスルートを含めた情報を得ることで、品揃えや在庫管理が容易になる(ロスが減る)。市町村にも誘客の好機

OSAKAファストパスのめざすべきゴールとデータ連携フローイメージ

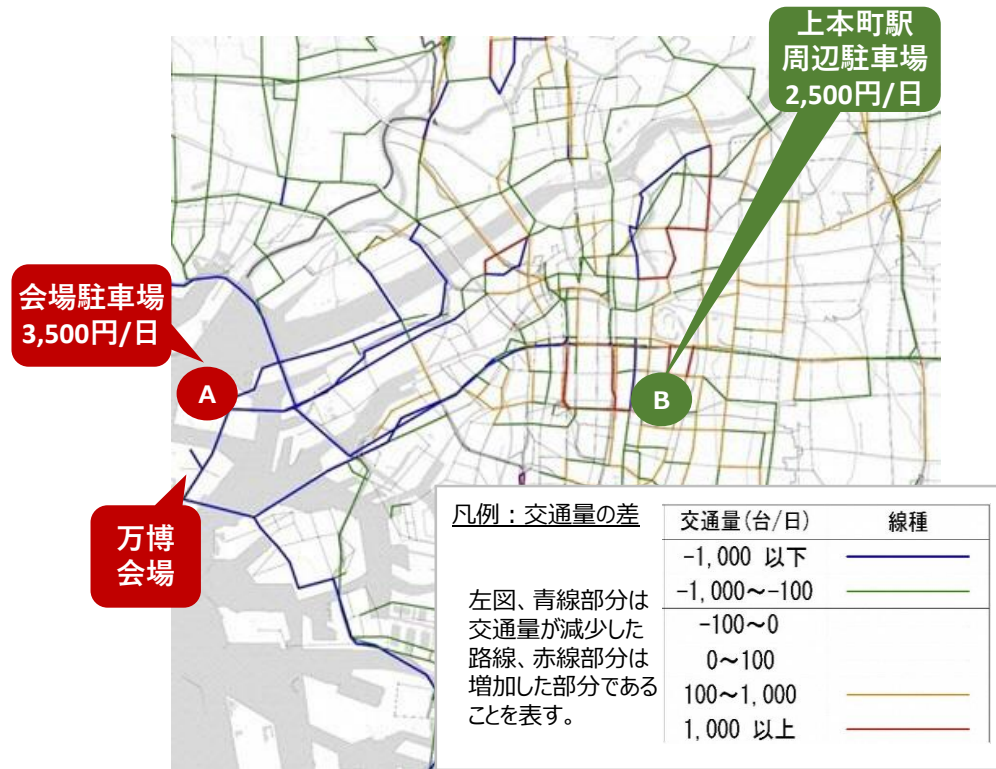
調査概要

- 万博時の交通状況を再現をした上で、駐車料金等の変動による行動変容への影響をシミュレーション。

①シミュレーション

万博会場から離れた駐車場Bの駐車料金を変動させた場合の、万博会場周辺の自動車交通量の変化をシミュレーション

- ✓ 万博会場駐車場Aの料金は3,500円/日と設定
- ✓ 「駐車場Bの料金+会場までの往復交通費」を2,500円/日に設定した場合、パークアンドライドが促され、万博会場周辺で自動車交通量が1日あたり1,000台以上減少するなどの効果を確認。



②駐車場料金と行動変容についてのアンケート

万博会場から離れた駐車場B (Bに駐車し鉄道等で会場まで移動した場合、自家用車での来場に比べて25分追加で移動時間がかかる位置)を想定し、「駐車場Bの駐車料金+会場までの往復交通費」を変動させた場合の行動変容をアンケートで確認

- ✓ 万博会場駐車場Aの料金は3,500円/日と設定
- ✓ 「駐車場Bの料金+会場までの往復交通費」が2,500円/日となった場合には、25分追加で移動時間がかかるにもかかわらず、35%の来場者が、自家用車での来場ではなく、Bから鉄道等を利用して移動 (パークアンドライド) することを選択。

